

心理的な不安定さを喚起し、それが食べ物へのこだわりをもたらしたと考えることが可能である。また、一時保護直前には、子どもは虐待環境におかれおり、そうした生活環境では食事に対する不安が強かったとも考えられ、こうした不安が一時保護直後の食物固執へとつながった可能性もある。いずれにせよ、この食物固執という下位項目は、子どもの状況依存的な状態を捉えたものである可能性がある。

不安定項目、すなわち一時保護後の経過で増加、低下、不変がまちまちであって定まった傾向が見られなかった項目は「学校不適応」と「反社会的逸脱行動」であった。「学校不適応」は不登校などの登校の問題を中心としており、「反社会的逸脱行動」はいわゆる非行性の行動である。これらが不安定項目となったことは、一時保護時点でのこれらの問題行動の有無及び程度によって、今後の問題行動の程度を予測することが困難であることを意味している。また、こうした不登校や非行の問題の出現やその程度には、子どもの特性だけではなく、子どもに対する周囲の反応など環境上の要因が大きく関与していることを示唆している可能性がある。

以上の結果から、ACBL-R を臨床的に活用する場合には、項目によって問題行動の予見性が異なることを考慮に入れた判断をすべきであると言える。

(2) TSCC の変化について

全体的に見た場合、TSCC は一次調査よりも追跡調査で得点の低下を示した事例のほうが多かった(図 2-12~2-18 参照)。この点は ACBL-R とは対照的であった。両者の結果をあわせて考えると、TSCC が把握するような子どもの心理的・主観的な症状や苦痛は時間の経過にしたがって次第に低下する一方で、

ACBL-R で評価される行動上の問題は次第に悪化する傾向を示唆していることになる。

こうした変化の背景には、時間の経過ともなつて子どもは心理的な症状や苦痛を抑圧もしくは回避する傾向があり、こうした抑圧・回避が行動上の問題を悪化させているといった力動が存在している可能性がある。もしそうだとしたら、保護時点における子どもの心理的な症状や苦痛を的確に把握し、それらをその後も継続的に扱ってゆくことによって行動上の問題の悪化を予防できる可能性があることになる。

一次調査に比べて追跡調査で低下を示した事例が多かったのは、TSCC の下位尺度のうちで、「抑うつ症状」と「PTS 症状」であった。この結果は、環境の急激な変化を経験している一時保護の時点よりも、ある程度時間が経過したときのほうが抑うつ感や PTSD 性の侵入症状(PTS 下位項目は、主としてトラウマ体験の侵入症状を評価する項目から構成されている)が減少することを意味している。特に、時間の経過とともに PTSD の侵入症状が減少することは、これまでの研究結果とも一致していると言えよう。

一方で、一次調査に比べて追跡調査で上昇した事例が多かった TSCC の下位尺度項目はなかった。ただし、「解離症状」の下位項目である「空想的解離」で得点の上昇を示したものが 7 事例(43.8%)あり、低下もしくは不変であった事例数(「低下」4 事例, 25.0%; 「不変」5 事例, 31.3%)を上回った。空想的解離とは、病的ではないものの空想世界への耽溺など自己の世界への引きこもり傾向を示しており、家庭からの分離後の時間経過にともない、内的世界への耽溺傾向が強まった可能性があると言えよう。追跡調査で空想的解離尺度の得点が増加した事例では社会性やコミュ

ニケーション能力に問題を抱えており、現実世界で対人関係を適切にもてないことが内的世界への引きこもりを促進する要因になった可能性がある。一方で、病的な解離傾向を示す「顕在性解離」の得点が低下したものが 8 事例 (50.0%) であり、上昇や不変の事例数を上回る結果となった(「上昇」5 事例, 31.3%, 「不変」3 事例, 18.8%)。虐待環境からの一時保護直後には顕著であった病的な解離傾向が時間の経過とともに減少する事例が多かったことになる。事例数は少ないながら追跡調査で顕在性解離の得点が上昇した事例があったが、これらの事例の特徴として、母親が父親を殺害していたり、父親は別居しており母親は統合失調症であるなど、複雑な家庭要因を抱えたものが多い点が指摘される。

「不安症状」、「怒りの反応」及び「解離症状」は、低下を示した事例数が上昇を示した事例数を上回っているものの、上昇を示した事例もある程度見られており、低下する事例と上昇する事例とが混在するとの結果となった。

不安症状尺度の得点が低下した事例では、子どもが一時保護所や施設などの環境にある程度適応し、家庭復帰が困難であることを受け入れている場合が多いのに対して、得点の低下を見なかった事例では家庭復帰を希望しながら施設入所となっており、施設生活への展望が持てていないという特徴が窺えた。

怒りの反応尺度の得点が低下した事例では、子どもが、一時保護の理由は保護者の問題であるとの客観的認識を持つことができおり、また、家庭復帰の希望を持っていないものが多かった。

「不安症状」や「怒りの反応」、および「解離症状」に関しては、一時保護時点の状態からの変化の方向性は定まっておらず、いわば

ケース・バイ・ケースということになる。また、「解離症状」に関しては、先述したように病的解離が減少していく一方で、空想傾向は強まるという方向での変化があることが示唆されている。

こうした TSCC の得点の変化を見る限り、施設入所後の子どもの心理的な困難さ少しでも低減させるためには、子どもに対して、一時保護や施設入所にいたった客観的な理由(保護者の暴力など)や、家庭復帰の困難さ(保護者の問題の解決の困難さ)について理解できるように努め、また、施設生活を前提とした見通しが持て、施設生活で適切な対人関係を持てることを目指した援助が必要となると言えよう。

D. 考察

本研究の主たる目的は ACBL-R の臨床的な妥当性と有用性を確認することであった。結果で述べたように、一次調査及び追跡調査の比較、及び TSCC との関連の検討から、TSCC の臨床的な妥当性はほぼ確認されたといえよう。そこで本項では、一次調査と追跡調査での ACBL-R の各下位項目の変化の特徴を、子どもや家族の属性、虐待の種別、子どもの TSCC、保護者の PAAC(自記式質問紙である PAAI に回答がされた事例が少なかったため、今回は PAAC のみの分析を行なった)によって得られた情報との関連で分析することで、ACBL-R の臨床的な有用性を検討する。

1. ACBL-R の各下位項目の特徴

分析にあたって、ACBL-R の各下位尺度の変化によって 4 つの群に分類した。一次調査と追跡調査ともに当該下位尺度に対して低得点であったものを第 1 群、一次調査には低得点であったが追跡調査では高得点を示したも

の、つまり得点の上昇が認められたものを第2群、一次調査では高得点であったが追跡調査では低得点となったもの、つまり得点の低下が認められたものを第3群、そして一次調査及び追跡調査においていずれも高得点であったものを第4群とした。

(1) 虐待的人間関係の再現性

本項目では、1群に女の子が多く2群に男の子が多くなっており、全般的に見て男の子の得点が高い傾向が見られた(表3-1参照)。また、2,4群の男の子の多くが身体的虐待を経験しており、女の子で4群に分類された2人は、ともに「DVの目撃」を経験していた(表3-2参照)。

2群及び4群に分類された子どものTSCCの得点の変化を見たところ、一次調査と追跡調査では、TSCCの下位尺度のうち、「不安症状」、「抑うつ症状」、「解離症状」、「PTS症状」の4つの尺度得点が低下を示しており、子どもの主観的な症状は一時保護からの時間経過に伴い減少する傾向があることが示された(表3-3参照)。

2群、3群に分類された事例では、PAACで子どもに対する「拒否感・嫌悪感」の得点が1,3群のそれと比べて高いものが多かった。また、2,3,4群の事例—つまり一次調査と追跡調査のいずれか、もしくはいずれも高得点を示した事例—では、1群の事例に比べて「体罰肯定」がかなり高かった(表3-4参照)。

以上のことから、身体的虐待に由来する虐待的人間関係の再現性は、身体的虐待の被害を受けた男の子に顕著に見られると言える。また、DV被害が生じている家庭では女の子でもこの傾向が見られており、家族生活が暴力によって支配されている場合、子どもには虐待的人間関係の再現性が顕著に認められることになると考えられる。

このように再現性の行動の問題が顕著である子どもであっても、その主観的な精神症状は時間の経過とともに低下する傾向が示されている。これは、一時保護から時間が経過することで子どもが心理的に安定化してきたと見ることもできるが、一方で、これらの心理的な苦痛を抑圧もしくは回避する傾向が顕著となった結果であると考えられることも可能であろう。

また、この行動傾向は、虐待に結びつく保護者の虐待心性のなかで、「嫌悪感・拒否感」と関連が深いことが示唆されている。子どもに対して保護者が顕著な嫌悪感や拒否感といった感情を持っている場合、その病理性は深いと考えられることから、深刻な精神的病理を抱えた保護者による虐待の場合には、子どもに再現性が見られるようになると考えられる。また、保護者が体罰に対して肯定的な考えを持っている場合にも子どもの再現性が顕著になっていることから、保護者の体罰肯定感が子どもに与える影響の深刻さが窺われる。

(2) 力による対人関係

本下位尺度の得点と子どもの面接から得られた情報との関係を見たところ、子どもが保護者や家族の誰かに愛着関係が持っている場合、もしくは誰か相談相手がいる場合には、本尺度得点が低くなり、逆にそうした存在がない場合には得点が高くなる傾向があることがわかった。

一次調査と追跡調査における本下位尺度得点の変化で子どもを4群に分類した場合、2,4群の事例では、PAACにおいて保護者の子どもに対する「被害的認知」、「拒否感・嫌悪感」及び「自己の欲求への固執」が高いものが多いとの結果となった(表3-5参照)。

これらの結果から、家庭内で虐待を受けながらも、子どもが家族の内外で何らかの信頼

関係を持てている場合には「力による対人関係」という傾向が生じない可能性があると言えよう。

こうした子どもの傾向は、「虐待的人間関係の再現性」と同様に保護者の子どもに対する拒否感や嫌悪感と関連があり、深刻な虐待事例の場合に顕著になると考えられる。平成16年度の研究で実施したACBL-Rの因子分析においては、この両項目は単一因子を構成しており、臨床的な観点からそれを二つの尺度に分割したという分析経過から考えても、両尺度には強いつながりがあると言える。また、子どもに「力による対人関係」が顕著である場合には、たとえば子どもが保育園や学校などで対人関係上の問題を起こすことが多く、そのために保護者に被害的認知が生じやすくなると考えることができるだろう。

(3) 自信の欠如

本項目で2群と4群に分類された事例は12事例であったが、その虐待種別を見たところネグレクトが8事例ともっとも多くなっており(表3-6参照)、母親のネグレクトが本項目と関連していると考えられる。母親の属性を見たところ、多くに精神障害やアルコール依存症あるいは身体疾患が認められ、特に精神障害は、追跡調査のいずれか、もしくは両調査ともに高得点を示した2, 3, 4群の事例のみに見られることから、こうした母親の要因が結果としてネグレクトを生じ、それが子どもの自信の欠如につながったものと考えられる(図3-19)。また、母親の学歴としては中卒が多いのも特徴的である(図3-20参照)。このことから、母親に知的な問題があると推測され、精神障害や身体疾患に加えて、知的障害がネグレクトに寄与している可能性もあると言えよう。

このように、母親の精神障害、身体疾患、

及び知的障害が結果的にネグレクト環境を生じ、そうしたネグレクトが子どもの自信の欠如につながるといった力動が考えられよう。

一方で、母親の精神障害や知的な問題が母親自身の自信の欠如を生み、それが子どもの自信の欠如につながっている可能性もあるかもしれない。

この項目と関連が深い保護者のPAACの特徴としては、子どもへの「期待水準」の高さが挙げられる。2群と4群に分類された事例の保護者には、他の2群に比べて期待水準の得点が高くなっている(表3-7参照)。保護者が子どもに対して高い期待を持つ場合、子どもはその期待に応えられず失敗体験を重ねることが多くなり、その結果、自信が形成されないという力動が考えられよう。また、先に述べたように保護者が抱える精神的問題や知的な問題が保護者自身の自信の欠如を生じ、その反動形成として子どもに対する期待水準の高さにつながった可能性もあろう。

一方で、ネグレクトと保護者の子どもに対する期待水準の高さには、逆の関係が想定されるかもしれない。つまり、子どもの達成に対する期待が高くなった結果、子どもに自立的な行動を期待してネグレクトが生じているという可能性である。

上記の「虐待的人間関係の再現性」や「力による対人関係」と関連していると思われた子どもに対する保護者の「拒否感・嫌悪感」は、本項目では1群が高く2, 3, 4群では低くなっている。つまり、一次調査と追跡調査のいずれか(もしくはいずれも)で「自信の欠如」が見られた事例の保護者には子どもに対する拒否感や嫌悪感はあまり見られず、逆に、「自信の欠如」が見られない事例の保護者に子どもへの「拒否感・嫌悪感」が多く見られる傾向があることになる。さらに「被害的認

知」や「自己の欲求への固執」でも同様の傾向が窺われる。このように、保護者の心性、虐待の種別、及び子どもの問題行動の間には一定のパターンが見られる可能性があると言えよう。

(4) 注意・多動の問題

本項目で2群および4群に分類された事例は11事例であったが、うち男の子が9例となっていた。また、一次調査及び追跡調査ともに低得点であった1群に分類された11例中8事例は女の子であり、本項目は男の子に特徴的であると言えよう(表3-8参照)。

2群及び4群に分類された事例の虐待種別を見ると、11事例中8事例が身体的虐待を受けおり、次いでネグレクト(7事例)となっていた(表3-9参照)。

本項目では、1群に分類される事例がもっとも多く、次いで4群の事例が多かった。つまり、一次調査でこの項目に高得点であったものは追跡調査でも下がらない傾向があることになり、注意・多動の問題はその解消が困難であることが窺われる。

年齢段階別で見ると、9～10歳の子どもがもっとも多く、6～8歳の子どもがそれに次いで多くなっており、11歳以上の子どもは少ないという傾向が見られる(図3-21参照)。この点は、ADHDが就学時の6歳前後に顕著になると言われていることと一致していると言えよう。また、小学校低学年の時期にADHDの問題があるとされた子どもが、10歳を超える頃にはさまざまな非行的行動が見られるようになり、診断名が行為障害に移行する事例が多くなるとの従来の指摘から、子どもが10歳を超える頃には他の行動上の問題が顕著になり、その結果、注意や多動の問題が目立たなくなる可能性もあろう。

本項目で2群及び4群に分類された事例、

及び初回で高得点であったが追跡調査で得点の減少があつた3群の事例では、PAACで保護者の「体罰肯定」の得点が高くなっており、保護者の体罰肯定感と子どもの注意・多動の問題に関連があることが示唆された。

一次調査では本項目に低得点を示し追跡調査において得点の上昇を見た2群の事例のTSCCの得点を見たところ、両調査間で抑うつ症状とPTS症状に大幅な低下が見られ、また、解離症状にもある程度の低下が見られている(図3-22参照)。時間の経過にともなって、子ども自身の意識レベルでは抑うつ症状、PTSD性の侵入症状及び解離症状が減少する一方で、行動レベルでは注意・多動の問題が顕在化する傾向があると言えよう。これは、抑うつや侵入症状などの心理的な問題が抑圧された結果、行動上の問題が顕著になることを示唆している可能性がある。

(5) 学校不適応

本項目で2群及び4群に分類された事例は6事例であったが、うち5事例は女の子であった。また、これら5事例の虐待種別はすべてネグレクトであり(表3-10参照)、その大半は母親によるものであった(図3-23参照)。このように、ネグレクト環境で育った女の子に学校不適応が顕著であったことになる。

2群及び4群の事例の母親の背景因を見たところ、身体疾患、精神障害、アルコール依存症などの疾患を有するものが多かった(表3-11参照)。また、これら事例のPAACでは、「完璧傾向」と育児に対する「自信欠如」が顕著であった。4群に属する事例のPAACでは「育児疲労」が顕著に高かった(表3-12参照)。

こうした結果から、母親の種々の疾患を背景としたネグレクト環境にある子どもに不登校を中心とした学校不適応の問題が顕著にみ

られ、この傾向は女の子により顕著であること
言えよう。また、保護者は育児に完璧性を
求めながら、強い疲労感を抱え自信が持てて
いないといった状況に至っているのだろう。
育児に対する自信欠如は、子どもに不登校の
問題があれば当然のことだと言えようが、一
方で、保護者に自信が不足していたり疲労困
憊といった状況になっている場合には、子
どもが問題の兆候を示しても適切な対処が行
えず、その結果、子どもの問題が悪化したと
考えることも可能である。

(6)感情抑圧

本項目で4群に分類された事例は6事例あり、
4群中最多であったが、これらの子どもの
年齢はすべて10歳以上であった(表3-13参
照)。

4群に分類された6人の子どもたちのTSCC
得点を見たところ、一次調査では抑うつ尺度
の得点をもっとも高く、T得点の平均は59.3
点であった。また、追跡調査でも、不安尺度
の55.0点に次ぐ54.0点であった(表3-14参
照)。TSCCではT得点60点を臨床群とみなす
が、上記の6人中、一次調査で臨床群とな
ったものが3人おり、また、追跡調査でも2
人が臨床群となっていた(表3-15参照)。この
ように、感情抑圧項目に高得点を示した子
どもの多くには抑うつ症状が顕著であったと
言える。

(7)性的逸脱行動

いずれかの調査でこの項目に高得点を示
した子どもは9人であったが、全員が小学
生であり、中学生以上の子どもはいなかつ
た(表3-16参照)。従来の研究では、性的
虐待を受けた子どもに特徴的な性化行動は
10歳以下の子どもに顕著であり、子ども
の発達に伴って性化行動は減少すると報
告されており、本研究の結果もこれとほ
ぼ一致していると言えよ

う。

初回の調査ではこの項目に低得点であり
追跡調査で高得点となった2群の事例は、
すべて、実父母が離婚しており保護直前
の養育環境は母子家庭であることが多
かった(表3-17参照)。また、この群の
母親はすべて子どもの頃に自身が虐待を
経験していた。

本項目で1群に属する事例と2及び4群
に属する事例を比較した場合、PAACに
見られる保護者の心性では子どもに対
する「被害的認知」が顕著であった(表
3-18参照)。子どもの性的逸脱行動は
保護者にとっては深刻な問題であると考
えられ、こうした問題が子どもに顕著
に見られる場合には保護者に被害感が
生じるのかもしれない。

本項目に関しては、他の項目では見
られない特徴が認められたが、その一つ
が子どもの保護に対する保護者の同意の
有無である。本項目で1群に属した事
例、つまりいずれの調査でも本項目が
低得点であった事例は14事例あった
が、うち13事例は一時保護に同意して
いた。一方で、それ以外の2、3、及
び4群に分類された事例9事例では、
一時保護に同意したのは3事例であり、
その他の6事例は拒否もしくはどちら
とも言えない態度を示していた(表3-19
参照)。

従来の調査研究において、性化行動を
はじめとする性的逸脱行動は、性的虐
待を受けた子どもに特徴的に見られる
ことが指摘されているが、本調査では、
ACBL-Rの性的逸脱行動の下位尺度と
性的虐待の関連性は示されなかった。
しかし、今回の調査で見出されたさま
ざまな特徴—母親が子どもの頃に虐
待経験があることや、子どもの一時保
護に対する抵抗が高いこと—から、保
護者の病理及び家族病理が深刻な事
例で多いのではないかと推測される。
さらに、本項目に高得点を示した子

どもには、フェースシートに記入された「子どもの問題」や面接経過から明らかとなった情報によると身体化症状が多く見られており、こうした身体症状の多さは性的虐待を受けた子どもに特徴的に見られるとの指摘を考慮に入れるならば、本項目が性的虐待と関係しているのではないかの推測は否定できない。これまでの実践においては性的虐待の被害が児童相談所で見落とされやすいとの印象があり、今回の調査でも性的虐待が見落とされた可能性が否定できない。

(8) 希死念慮

本項目で2, 3, 4群に分類された事例はすべて小学生であり、中学生以上の思春期の子どもはいなかった(表3-20参照)。これは、思春期以降にはこうした希死観念を言語化しなくなるためかもしれない。

本項目で2, 3, 4群に分類された子どもは8人であったが、うち7人がネグレクトを経験しており、ネグレクト経験が子どもの希死念慮となんらかの関係があることが示唆された(表3-21参照)。

また、2, 3, 4群の子どもの家族背景の特徴としては、実母との同居、実父との別居、母子家庭、生活保護家庭、実母のアルコール依存症や精神障害の多さなどが挙げられる。このように、社会経済的な困難さを背景とした家族や保護者の深刻な問題を背景に、子どもに希死念慮が生じている可能性が窺われる(表3-22～3-24参照)。

本項目で1群に分類された事例と比較して2群及び4群の事例では、PAACで保護者に子どもへの「拒否感・嫌悪感」が顕著であるとの結果となった(表3-25参照)。先述したように、保護者が子どもに対して拒否感や嫌悪感を抱いているということは保護者の病理がかなり深刻なものであるとの推測が成り立つ。

こうした保護者の深刻な病理が子どもの希死念慮を生んでいる可能性があると言えよう。

(9) 反社会性逸脱行動

本項目で2, 3及び4群に属した子ども、つまり一次調査と追跡調査のいずれか、あるいは両方で高得点を示した子どもは10人いたが、うち7人は男の子であった(表3-26参照)。これら7人はすべて身体的虐待を受けており、また、女の子で本項目に高得点を示した3人はすべて「DVの目撃」を経験していた(表3-27参照)。

一次調査と追跡調査ともに本項目に低得点を示した1群の事例では、子どもと父親(継父を含む)との同居率が40%程度であったのに対して、その他の群の子どもと父親の同居率は60～70%と高くなっていた(図3-24参照)。

一次調査では低得点であったが追跡調査で高得点となった2群の子どもと、一次調査で高得点であったものの追跡調査では得点の減少を示した3群の子どものTSCCの得点を見ると、3群では不安症状、抑うつ症状、怒りの反応、及びPTS症状がともに低下しているのに対して、2群ではTSCCの不安症状尺度の得点が上昇し、また怒りの反応は同程度であることがわかった(図3-25, 3-26参照)。この結果から、反社会的逸脱行動は、不安症状及び怒りの反応となんらかの関係があると推測された。

これらの結果を総合すると、父親と同居しており身体的な虐待を受けていた子ども、及び父親から母親に対するDVを目撃していた子どもに反社会的逸脱行動が多く認められるということになる。また、こうした反社会的行動傾向の背景には、不安や怒りが存在している可能性があると考えられる。

また、本項目で2群及び4群に分類された事例では、PAACで保護者に育児への「自信

の欠如」が顕著に見られた(表 3-28 参照)。これは、保護者がこうした「特性」を持つというよりも、子どもに反社会的行動が顕著になることで、保護者が育児に自信を失っているといった「状態」を反映している可能性があると考えられる。

(10)食物固執

本項目は、ACBL-R の他のどの項目とも同じような変化の様相を示さないという点で特異的なものであると言える。

本項目で 2 群及び 4 群に分類された事例は 7 事例あり、うち、6 事例に身体的虐待が認められた。しかし、心理的虐待と DV の目撃がそれぞれ 4 事例、ネグレクトが 3 事例あり、さまざまな種別の虐待が関連している可能性があると言えよう(表 3-29 参照)。

本項目で 2 群に分類された子どもの一次調査における TSCC の特徴として、抑うつ尺度の T 得点の平均が臨床群の基準を超える 69.3 であった点が指摘できる(表 3-30 参照)。つまり、一時保護時点で抑うつ症状が顕著であった子どもが、追跡調査で食物固執傾向を示したことになる。また、一次調査では、不安尺度の T 得点が 59.5 と臨床域近くを示している(表 30 参照)。

先述したように、食物固執は、全体的に見て一次調査から追跡調査にかけて低下傾向を示す唯一の項目であり、おそらく、一時保護直後の子どもの置かれた、おそらくは子どもに抑うつ症状や不安症状をもたらすような不安定な生活状況を反映する項目であると考えられる。

(11)感情調節障害

この項目は、虐待的人間関係の再現性、力による対人関係、希死念慮と同様の変化のパターンを示している。

本項目で 2 群及び 4 群に分類された事例は

7 事例であったが、その中で身体的虐待があったものは 5 事例、DV の目撃が 4 事例あった。このことから、感情調整障害は身体的虐待や DV など、家庭内での身体的な暴力と関連していると言えよう(表 3-31 参照)。

また、2 群に分類された 2 事例の TSCC では、一次調査で臨床域であった不安、抑うつ、PTS の各尺度が追跡調査では正常域に低下している(表 3-32 参照)。つまり、一時保護当初においては不安や抑うつなどの心理的症状が臨床的に問題とされる程度であった子どもたちが、時間の経過にしたがって次第に感情爆発などの行動上の問題を呈するようになったと考えることができよう。

2. ACBL-R の変化のパターンの検討

(1)変化のパターンによる ACBL-R 各下位項目の分類

次に、ACBL-R の各下位項目を、その変化のパターンによって分類しその特徴を検討した。ACBL-R の下位項目で同じような変化のパターンを示したものをグループに分類すると以下のようなになる。

グループ 1：虐待的人間関係の再現性、力による対人関係、注意・多動の問題、希死念慮、感情調節障害。

グループ 2：自信の欠如、感情抑圧

グループ 3：性化行動、反社会性逸脱行動

また、これらのグループに属さず、比較的独立した変化のパターンを示したものに、食物固執と学校不適応があった。

このように、ACBL-R に下位項目は、いくつかの群に分類される可能性がある。

(2)各グループの特徴の検討

グループ 1 の各項目は、主として身体的虐待及び DV の目撃と関連していた。直接の暴力被害のみならず、家庭内での暴力の目撃が

子どもにこうした問題をもたらすことになる。ただし、希死念慮に関しては、むしろ、ネグレクトとの関連が深く、その他、心理的虐待とDVの目撃がかかわっている可能性がある。子どもが死の観念にとらわれてそれを言語化するということは、絶望感など、子どもが非常に深刻な心理状態にある可能性を示唆するものである。こうした心理状態が、身体的虐待ではなくネグレクトと関連しているという点は、ネグレクト環境をもたらす子どもへの心理的影響の深刻さを示唆しており非常に興味深い。また、注意・多動の問題には、身体的虐待に次いでネグレクトが関与していることが多かった。これは、ネグレクトによって保護者と子どもとの適切な愛着関係が形成されず、それが小学校年齢以降の注意・多動の問題につながった可能性があると考えられる。

グループ1の各項目との関連が示唆されたPAACの保護者の心性としては、子どもへの拒否感・嫌悪感、被害的認知、自己の欲求優先傾向が挙げられる。これらは、虐待につながりやすい保護者の心理状況のなかでも、特に深刻で病理的なものである可能性があると言えよう。また、注意・多動の問題に関しては、保護者の「体罰肯定感」が関与しており、「子育てには体罰が必要である」といういわば保護者の「信念」が10歳以下の男の子の注意・多動の問題につながりやすいという結果となった。しかし、一方で、子どもに注意・多動の問題が顕著に見られた場合、保護者が「体罰」によってでもこれらの子どもの問題に対処しなければならないと考えるようになった可能性も否定できない。

グループ2の項目のうち、自信の欠如は主として実母によるネグレクトと関連していた。感情抑圧に関しては、虐待種別や保護者の特

徴に関して一定の傾向は見られていない。一方で、変化の方向のパターンとしてはこのグループに属さなかったものの、虐待種別としては実母によるネグレクトに関連があるとされた子どもの問題に学校不適応があった。自信の欠如及び学校不適応に高得点を示した事例では、いずれも実母によるネグレクトが関係しており、また、実母に身体疾患や精神障害が見られるという特徴も一致している。ネグレクト環境にある子どもは自信の形成が十分に行なわれず、それが不登校などの学校不適応の問題として顕在化する可能性があるかもしれない。そして、ネグレクト傾向のある保護者は、子どもの不登校状態に対しても適切な反応を示すことが少ないために子どもの不登校傾向が強化されるといったプロセスが想定される。また、そうした状況に至った子どもは感情抑圧の状態を呈し、主観的にはTSCCで把握された抑うつ症状が顕著になると考えられる。

これらネグレクトの状況にある保護者の心性として、子どもに自信の欠如という特徴が顕著な事例では子どもに対する「期待水準の高さ」が、学校不適応の場合には「完璧志向」、「育児への自信の欠如」、及び「育児疲労」が顕著であった。これらは、子どもへの攻撃性や加虐性を中心としたグループ1の保護者の心性とはかなり異なり、どちらかという子どもに対する「エネルギーの欠如」といった特徴を持つように思われる。グループ1の虐待種別が主として身体的虐待やDVの目撃であったことを考えるなら、こうした虐待種別による保護者の心理の違いが窺えよう。

ここで検討しなければならないのは、希死念慮の背景にあるネグレクトと、「自信の欠如」や「学校不適応」の背景にあるネグレクトの異同である。希死念慮に高得点を示した

子どもの虐待種別は先に述べたとおりネグレクトであった。しかし、その保護者の心性としては子どもに対する「嫌悪感・拒否感」が特徴的であったこと、また、希死念慮の背景には心理的虐待もある程度関与していることなどを考え合わせた場合、希死念慮の場合のネグレクトには、子どもへの加虐性という要素が少なからず存在しているように思われる。一方で、自信の欠如や学校不適応が顕著であった事例では、先に述べたように保護者には自信の欠如や育児疲労、育児に完璧性を求める傾向、子どもに対する期待水準の高さなどが特徴的であった。これらの心性は、保護者の育児のための「エネルギー」の低下、もしくは欠如と関連しているように思われる。このように、同じネグレクトとみなされる環境であっても、保護者の心理的加虐性の存在の有無によって、子どもが被る心理的困難さの程度に違いが生じる可能性があることになる。

また、この点は、わが国の現行の虐待の定義に疑問を投げかけるものであるかもしれない。たとえば子どもを監禁もしくは軟禁状態に置き、食べ物を殆ど与えず子どもが衰弱していく状況で適切な身体的・医療的ケアを提供せず、場合によっては死に至らしめたといった事例であっても、現在は「ネグレクト」に分類されている。しかし、上述のように、保護者の心理的加虐性の有無を考えた場合、こうした状態をネグレクトとすることには一定の疑問が生じるのではなかろうか。また、子どもをネグレクト状況においてしまう保護者の心理的援助を考える上でも大きな意味をもつだろう。

グループ3は性的逸脱行動と反社会的逸脱行動からなっている。性的逸脱行動は、思春期以降には売春などのさまざまな深刻な問題へと結びつく可能性があるため、非行などの

反社会的逸脱行動と関係する可能性は十分にあると考えられる。その他、この2つに共通した特徴は見出されなかったが、先述したように、性的逸脱行動の背景に今回の調査では十分に把握し切れなかった性的虐待の問題が存在している可能性もあり、こうした問題が顕著である子どもやその家族の特徴に関して理解を深める材料が得られていないのかもしれない。

これらの各グループに属さなかった問題として、学校不適応と食物固執があった。学校不適応に関してはネグレクトとの関連ですでに論じた。食物固執に関しては、先述の通り、状況依存性の問題行動である可能性があり、ACBL-Rの他の行動特徴とはその性質が異なっているのかもしれない。

E. 結論

1. 本研究では関東圏の児童相談所に虐待を主訴として一時保護された子どもの事例を対象とした追跡調査を実施し、子どもの問題行動、子どもや家族の属性、親の心理状態の関連を検討することによって、これまでの研究で開発したACBL-Rの臨床的妥当性及び有用性の検討を行った。一次調査では69事例、追跡調査では41事例が分析の対象となった。
2. 一次調査での69事例に分析から、現在、児童相談所の一時保護の対象となる事例の特徴が明らかとなった。一時保護の対象となる事例は、虐待が子どもに致命的な結果をもたらす可能性が高い幼少期よりも、虐待が慢性化してそれまでにも一時保護歴のある小学校高学年の子どもの事例が多かった。
3. 子どもの多くが心理・行動上の問題を抱えていた。こうした子どもの問題が虐待の

原因もしくは誘因であると見ることはできるが、一方で、慢性的な虐待環境での成育の結果であるとも言える。いずれにせよ、子ども自身に援助が必要であることは明らかであった。また、家族は社会経済的な側面でさまざまな問題を持ついわゆる『多問題家族』が多く、多次元にわたるケースワーク的な援助を必要とする家族が多く見られた。

4. 一時保護の対象となる家族の保護者には、上述の社会経済的問題に加え、精神障害を有するものの比率が高く、また、保護者自身の被虐待体験が多く、おそらくはそれに関連することとして、人格水準の問題が多く見られるとの示唆が得られた。こうした問題を抱えた保護者へのソーシャルワーク的援助は困難になることが予想されるが、今回の調査では、一時保護期間の相対的な長さが援助の困難さを反映していると考えられた。
5. 今回の調査で得られた ACBL-R の結果は、一時保護時よりも追跡調査の時点での子どもの問題行動の悪化を示唆していた。これは従来の臨床研究による指摘と一致した結果であり、ACBL-R が虐待に起因する子どもの問題行動をほぼ的確に把握していることを示すものであると考えられる。
6. 一次調査と追跡調査の結果の比較から、ACBL-R の下位尺度はいくつかの群に分類されることがわかった。1 つは、援助の経過に伴って悪化する問題行動群であり、「虐待的人間関係の再現性」、「力による対人関係」、「自信の欠如」、「注意・多動の問題」、および「性的逸脱行動」でこれぬい該当した。2 つ目は、援助の経過に関わらず変化があまり見られない項目群であり、「希死念慮」と「感情調整障害」が含まれた。これ

ら 7 項目の問題が顕著に見られた場合には、虐待環境からの分離だけではその解消が困難であり、何らかの集中的な援助が必要であると考えられる必要がある。「学校不適応」と「反社会的逸脱行動」はその悪化や改善が事例によってまちまちなことを特徴とする群を構成した。これは、おそらく、家庭から分離後の子どもの生活環境という変数が関与している可能性がある。そのため、こうした問題を持つ子どもには、生活環境の調整などの援助が必要となろう。ACBL-R の中で、一時保護後の経過にしたがって唯一低下を示したのが、「食物固執」であった、これは、食べ物へのこだわりという子どもの問題が、虐待環境からの分離による生活の安定化によって解消できることを示唆していると言える。

7. ACBL-R の変化のパターンと TSCC、保護者の心理、虐待の種別などの他の要素との比較から、以下の点が明らかとなった。ACBL-R の下位尺度のうち、「虐待的人間関係の再現性」、「力による対人関係」、「注意・多動の問題」、「希死念慮」、「感情調整障害」は、身体的虐待及び DV の目撃との関連が強く、また、保護者の子どもに対する「拒否感・嫌悪感」、「被害的認知」、及び「自己の欲求優先傾向」が関連していた。
8. ACBL-R の下位尺度のうち、「自信の欠如」と「学校不適応」は特に実母によるネグレクトが関連しており、また、保護者の「子どもへの期待水準の高さ」、「完璧志向」、「育児への自身の欠如」といった心性が関連していた。これらの心性には、上述の「拒否感・嫌悪感」などのような子どもに対する心理的加虐性はほとんど関与していないように思われた。
9. 一方で、ネグレクト傾向のある保護者の

中には、「拒否感・嫌悪感」などの心理的加虐性を示唆する心性を有するものが含まれていた。こうした保護者を持つ子どもには「希死念慮」が特徴的に見られた。子どもへの心理的加虐性を背景とするネグレクトとそうした心理的背景を持たないネグレクトでは、子どもへの心理的影響が大きく異なる可能性があり、注意が必要となろう。

《参考文献》

- Briere, J. Trauma Symptom Checklist for Children. Psychological Assessment Resources, 1996.
- 犬塚峰子 児童相談所における子ども・家族のアセスメントに関する研究:児童相談所で保護した被虐待児の前方視的追跡調査。平成 15 年度厚生労働科学研究費補助金(子ども家庭総合事業)分担研究(I)報告書, 2004.
- Kaufman, J. & Ziegler, E. Do abused children become abusive parents? American Journal of Orthopsychiatry, 57:2, 186-192, 1987.
- Steele, B. & Pollock, C. A psychiatric study of parents who abuse infants and small children. In Helfer, R. E. & Kempe, C. H.(eds.), The Battered Child(2nd ed.). University of Chicago Press, 1974.
- Reder, P. & Duncan, S. Lost Innocents: A follow-up study of fatal child abuse. Routledge, London, 1999.

《謝辞》

本研究の実施に当たりましては、関東圏の児童相談所の児童福祉司、児童心理司、ならびに一時保護所の職員の方々の多大なるご協力をいただきました。子ども虐待への対応で業務が多忙を極めているなかでご協力いただ

けましたこと、心より感謝申し上げます。

E. 研究発表

1. 論文発表

西澤哲. 虐待を受けた子どもの心理的援助のあり方:実証的研究をもとに. 津田, 大矢, 丹野(編), 「臨床ストレス心理学」, 東大出版会, 印刷中.

2. 学会発表

屋内麻里, 西澤哲, 尾崎仁美, 上條史絵, 菅生聖子, 中田果林, 沼谷直子, 藤澤陽子, 松原秀子, 山本知加. 虐待が子どもの及ぼす行動への影響に関する研究(1):「虐待経験尺度(改訂版):AEI-R」の作成とカットオフ値設定の試み. 第46回日本児童青年精神医学会総会, 2005.

上條史絵, 西澤哲, 尾崎仁美, 菅生聖子, 中田果林, 沼谷直子, 藤澤陽子, 松原秀子, 屋内麻里, 山本知加. 虐待が子どもの及ぼす行動への影響に関する研究(2):「虐待を受けた子どもの行動チェックリスト改訂版」(ACBL-R)の作成とカットオフ値設定の試み. 第46回日本児童青年精神医学会総会, 2005.

菅生聖子, 西澤哲, 尾崎仁美, 上條史絵, 中田果林, 沼谷直子, 藤澤陽子, 松原秀子, 屋内麻里, 山本知加. 虐待が子どもの及ぼす行動への影響に関する研究(3):AEI-RとACBL-Rを用いた実証的研究. 第46回日本児童青年精神医学会総会, 2005.

表 1-1 子どもの性別

	N	%
男	31	44.9
女	35	50.7
不明	3	4.4
合計	69	100

表 1-2 子どもの年齢

	N	%
1～3 歳	5	7.8
4～6 歳	14	21.9
7～9 歳	13	20.3
10～12 歳	21	32.8
13～15 歳	11	17.2
欠損値	5	
合計	69	100

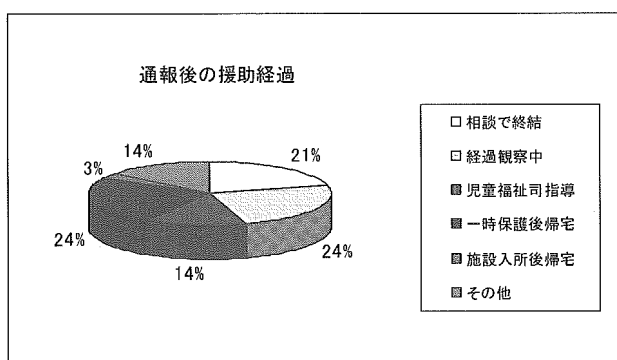


図 1-1 以前の通報後の援助経過

表 1-3 子どもが抱えている病気, 障害, 問題行動等

子どもの抱えている問題	N
発達障害 (学習の遅れ, ADHD) *	12
非行 (恐喝, 喫煙, 万引き, 金品持ち出し) *	8
不登校*	6
パニック*	3
身体疾患	3
場面かん黙*	2
自家中毒	2
不定愁訴, 脳波異常, てんかん, 解離性障害*, 自傷*, アトピー, 入眠困難*, うつ*, 暴力*	各 1
性化行動*, 尿失禁, PTSD*, 対人不安*	
その他	3

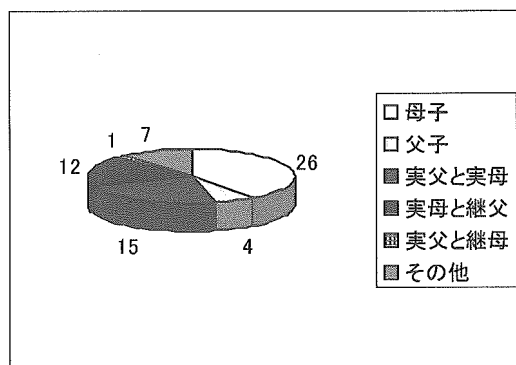


図 1-2 保護時の家族構成

*虐待に由来する可能性が考えられるもの

表 1-4 保護時の実父母の婚姻状況

	N	%
結婚	19	29
離婚	38	57
未婚	6	9
その他	3	5
合計	66	100

表 1-5 保護時の実父母同居状況

	実父		実母	
	N	%	N	%
別居	39	60.0	15	22.7
同居	23	35.4	49	74.2
死亡	3	4.6	2	3.0
欠損値	4		3	
計	69	100	69	100

表 1-6 子どもの経験した虐待

	N	%
単独	28	45.2
二種重複	19	30.6
三種重複	12	19.4
四種重複	3	4.8
欠損値	7	
合計	69	100

表 1-7 実父母の学歴

	実父		実母	
	N	%	N	%
中学卒	5	7.9	18	29.5
高校卒	10	15.9	17	27.9
大学卒(含短大)	2	3.2	1	1.6
専門学校卒	0	0.0	1	1.6
不明	46	73.0	24	39.3
欠損値	6		8	
計	69	100	69	100

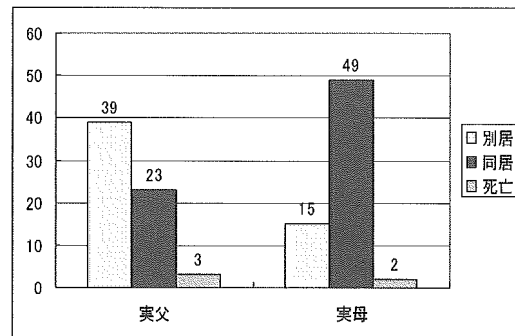


図 1-3 保護時の実父母同居状況

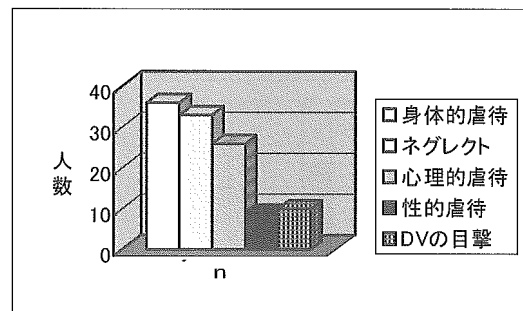


図 1-4 子どもが経験した虐待の種別

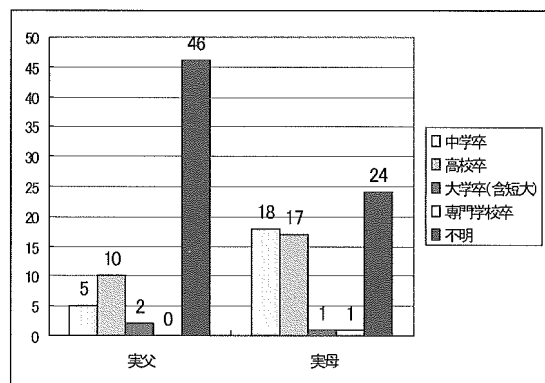


図 1-5 実父母の学歴

表 1-8 実父母の虐待体験

	実父		実母	
	N	%	N	%
あり	7	10.8	22	34.4
なし	13	20.0	14	21.9
不明	45	69.2	28	43.7
欠損値	4		5	
計	69	100	69	100

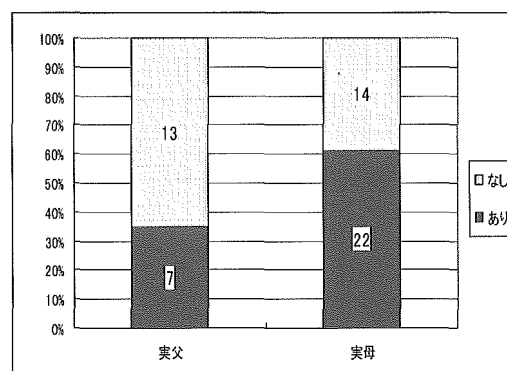


図 1-6 実父母の虐待体験

表 1-9 実母の虐待体験内容

		心理的虐待		身体的虐待		ネグレクト		性的虐待		DVの目撃	
		N	%	N	%	N	%	N	%	N	%
実父 (N=7)	あり	1	14.3	5	71.4	1	14.3	0	0	0	0
	なし	6	85.7	2	28.6	6	85.7	7	100	7	100
	計	7	100	7	100	7	100	7	100	7	100
実母 (N=22)	あり	10	45.5	7	31.8	5	22.7	4	18.2	2	9.1
	なし	12	54.5	15	68.2	17	77.3	18	81.8	20	90.9
	計	22	100	22	100	22	100	22	100	22	100

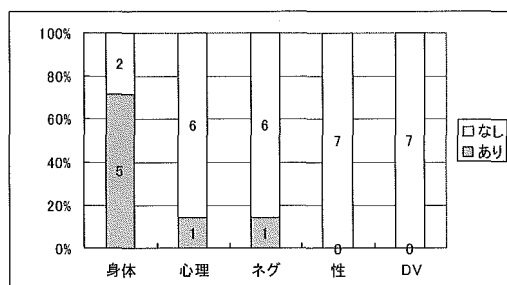


図 1-7 実父の虐待体験内容

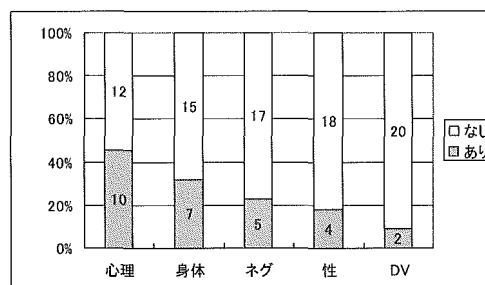


図 1-8 実母の虐待体験内容

表 1-10 実父母の疾患

	実父		実母	
	N	%	N	%
あり	8	12.3	34	51.5
なし	21	32.3	19	28.8
不明	36	55.4	13	19.7
欠損値	4		3	
計	69	100	69	100

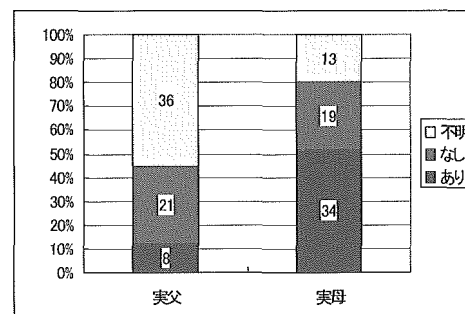


図 1-9 実父母の疾患

表 1-11 実父母の疾患内訳

	実父		実母	
	N	%	N	%
身体疾患	4	57.1	9	29.0
精神障害	1	14.3	14	45.2
アルコール依存	0	0.0	6	19.4
薬物依存	2	28.6	2	6.5
欠損値	1		3	
計	8	100	34	100

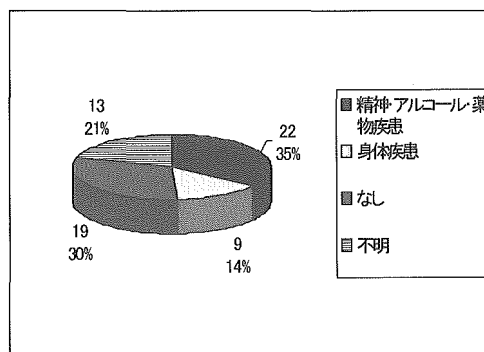


図 1-10 実母の疾患内容

表 1-12 追跡調査対象の子どもの性別

性別	N	%
男	19	46.3
女	22	53.7
合計	41	100

表 1-13 追跡調査対象の子どもの年齢

	N	%
1～3 歳	3	7.9
4～6 歳	7	18.4
7～9 歳	8	21.1
10～12 歳	14	36.8
13～15 歳	6	15.8
欠損値	3	
合計	41	100

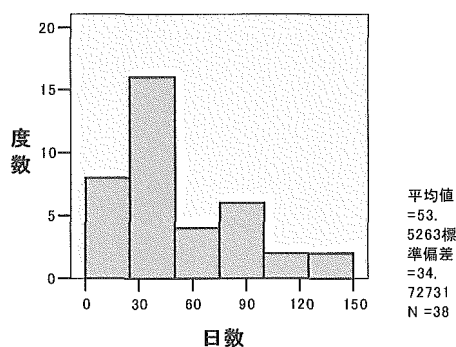


表 1-14 一時保護後の処遇

図 1-11 一時保護の日数

処遇	N	%
児童福祉法 27 条による施設等への入所措置	25	61.0
児童福祉法 28 条による施設等への入所措置	1	2.4
親族や親の知人の家への引き取り	2	4.9
家庭復帰後、在宅での児童福祉司指導等による継続的援助	5	12.2
家庭復帰後、特に継続的な指導はしていない	6	14.6
一時保護の継続	1	2.4
その他	1	2.4
合計	41	100.0

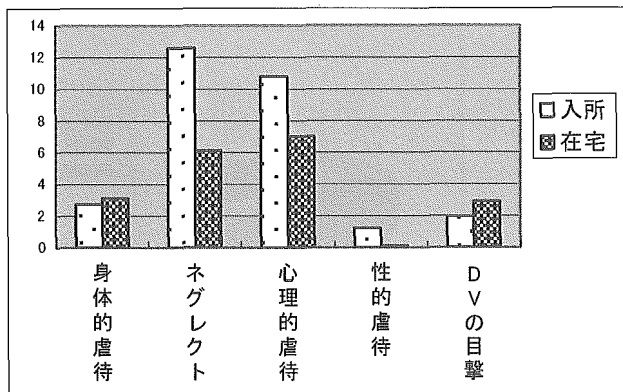


図 1-12 保護後の処遇と AEI 得点

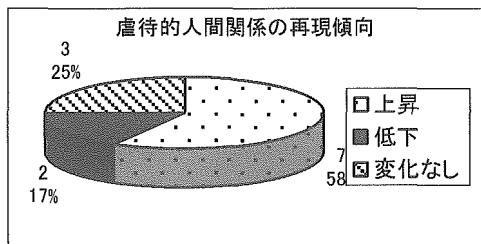


図 2-1 虐待的人間関係の再現傾向の得点変化

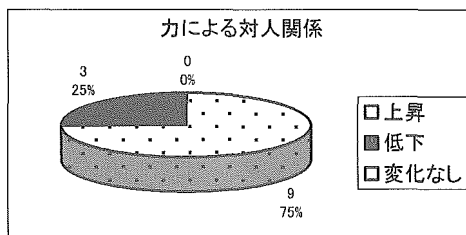


図 2-2 力による対人関係の得点変化

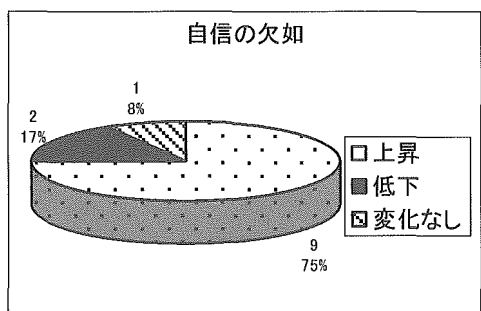


図 2-3 自信の欠如の得点変化

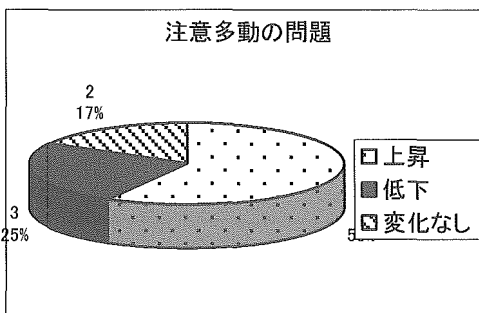


図 2-4 注意多動の問題の得点変化

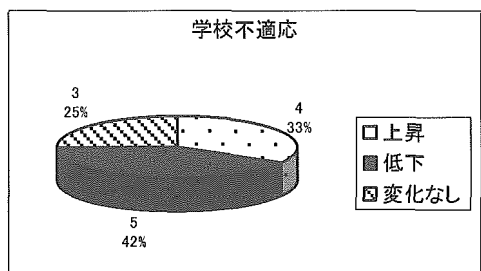


図 2-5 学校不適応の得点変化

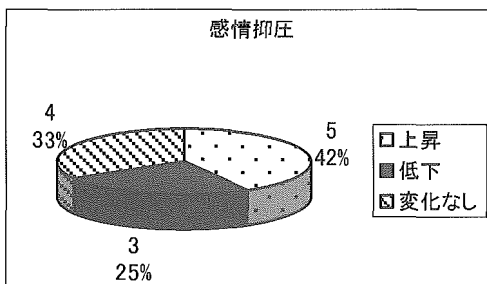


図 2-6 感情抑圧の得点変化

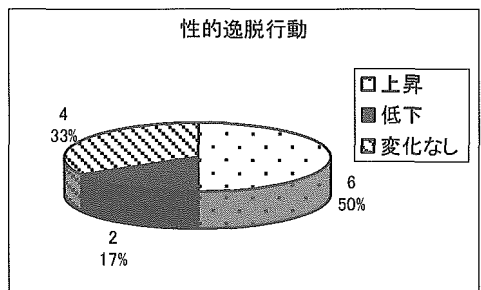


図 2-7 性的逸脱行動の得点変化

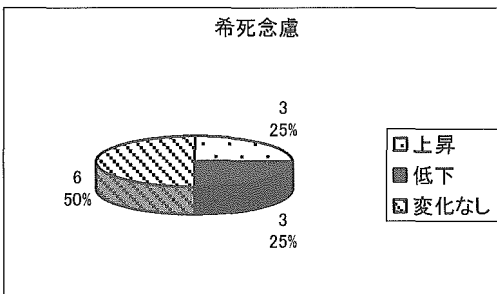


図 2-8 希死念慮の得点変化

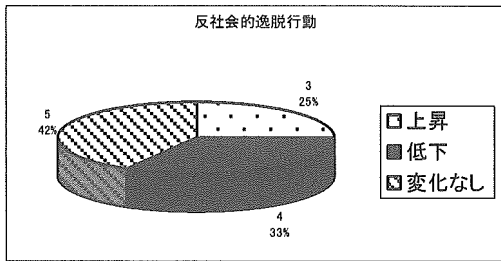


図 2-9 反社会的逸脱行動の得点変化

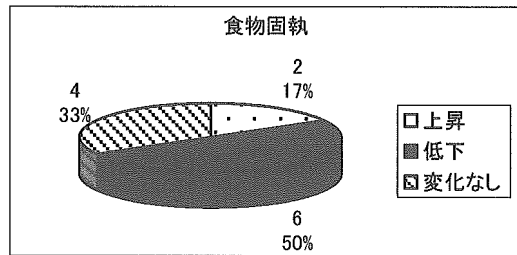


図 2-10 食物固執の得点変化

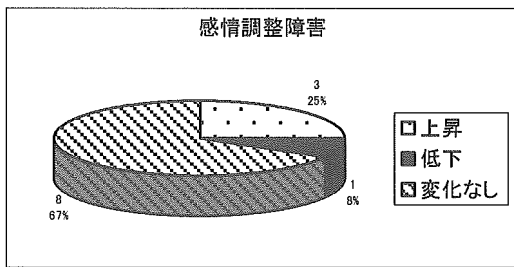


図 2-11 感情調整障害の得点変化

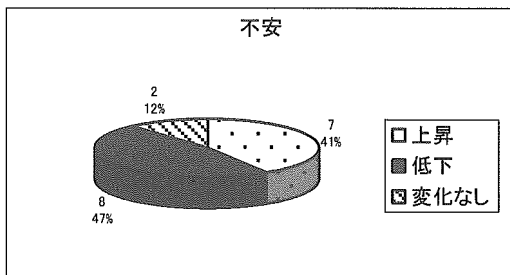


図 2-12 不安の得点変化

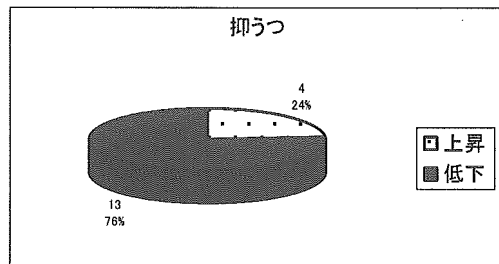


図 2-13 抑うつの得点変化

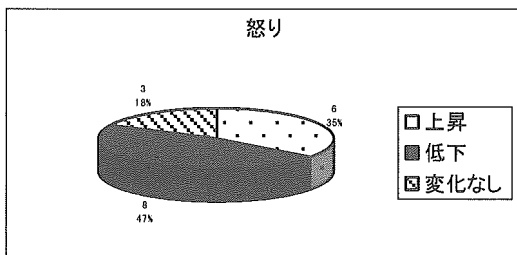


図 2-14 怒りの得点変化

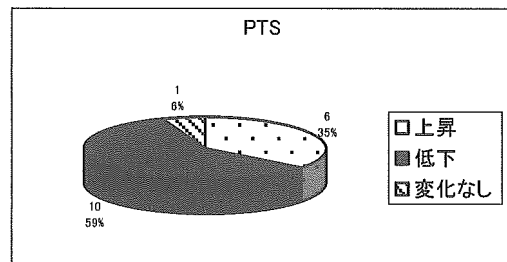


図 2-15 PTSの得点変化

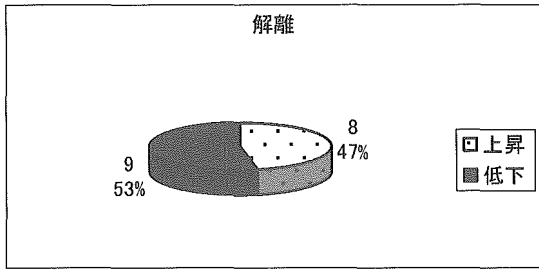


図 2-16 解離の得点変化

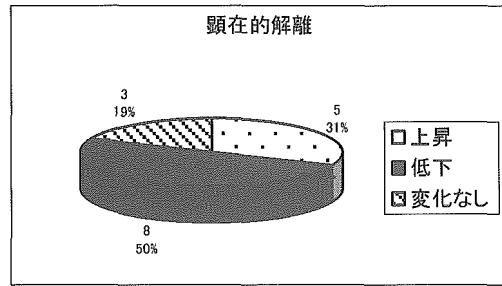


図 2-17 顕在的解離の得点変化

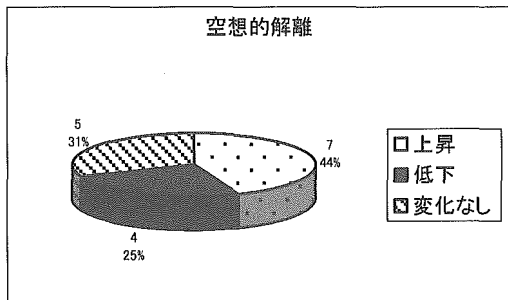


図 2-18 空想的解離の得点変化